

新発田市電子入札システム利用者登録番号交付申請要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新発田市が実施する電子入札に参加しようとする者が、電子入札に使用するICカードを電子入札システムにあらかじめ登録する処理（以下「利用者登録」という。）を行う際に用いる認証番号（以下「利用者登録番号」という。）の交付を受けるための要件及び手続等を定めるものとする。

(利用者登録番号の交付を受けることができる者)

第2条 利用者登録番号は、新発田市建設工事入札参加資格者名簿又は新発田市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている者に対して交付する。

(利用者登録できるICカードの要件)

第3条 利用者登録に使用するICカードは、新発田市が指定する電子認証局が発行する電子入札コアシステム対応のICカードでなければならない。

2 ICカードの名義人は、契約締結権限を有する本店又は営業所等として前条の名簿に登載されている本店又は営業所等の代表者でなければならない。

(交付申請の方法)

第4条 利用者登録番号の交付を受けようとする者は、利用者登録番号交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(利用者登録番号の交付)

第5条 利用者登録番号は、電子入札システム利用者登録番号等について（通知）（別記第2号様式）により第2条の名簿ごとに各申請者に対し1つだけ交付する。

2 原則として利用者登録番号の再交付は行わない。

(共同企業体の取扱い)

第6条 特定共同企業体については、代表構成員単体のICカードで電子入札に参加することとし、共同企業体への利用者登録番号の交付は行わない。

(利用者登録番号の管理)

第7条 利用者登録番号の交付を受けた者は、利用者登録番号を紛失、外部漏洩等することのないよう、厳重にその管理を行わなければならない。

(申請内容と異なる利用者登録)

第8条 交付申請書と内容が異なるICカード又は交付申請書に記載のないICカードの利用者登録が行われた場合、市長は当該データを電子入札システムから消去することができる。

(変更の届出)

第9条 利用者登録番号の交付を受けた者は、交付申請書の内容に変更があったときは速やかに変更届出書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

(申請書等の提出先)

第10条 交付申請書及び変更届出書は、契約検査課に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成20年2月20日から施行する。